平成２５年（フ）第１０３０２号
東京都江東区塩浜２丁目５―16　塩崎荘
債務者　齋藤　　剛
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０３０４号
東京都杉並区西荻北１丁目18―10
債務者　藤崎みさ子
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０３０８号
東京都江戸川区春江町２丁目32―９　フレシール春江２―106
債務者　唐沢　春男
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０３１４号
東京都足立区南花畑４―22―３―504、住民票上の住所東京都足立区中央本町５丁目13―18　B棟３
債務者　高橋　裕樹
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０３１５号
東京都中野区野方２丁目57―13―203
債務者　藤島　美幸
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０３２６号
東京都品川区大井４丁目29―25　第２望月荘102
債務者　川崎　艶子（旧姓丹野）
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０３２７号
千葉県市川市行徳駅前１丁目20―17―301
債務者　高橋　静雄
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０３２９号
東京都大田区西馬込１丁目24―８―213
債務者　矢嶋　雄太
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０３３５号
埼玉県川越市大字的場2419―４―208
債務者　牟田　伸二
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０３３７号
東京都町田市原町田２丁目16―８―206
債務者　井上　貴恵
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０３４０号
東京都渋谷区鶯谷町３―７―301
債務者　花見　　卓
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０３４８号
東京都江東区白河１丁目７―６―306
債務者　岩瀬惠美子
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０３５４号
東京都板橋区板橋３丁目40―16―201
債務者　田中文美子
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４１８号
横浜市港南区下永谷３丁目14番13号　第一天台荘103
債務者　高橋　尚美（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月27日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６９５号
東京都八王子市小比企町2256番地１第２小坂ハイツ101号
債務者　安藤美津子
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月28日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部